

第1条 会の名称・所在地

本会は、「日本語・日本文化教師会」と称する。教師会は1993年8月30日に設立された。教師会の本所在地はヘルシンキに置く。

第2条 目的及び活動・事業の種類

教師会の目的は以下の通りとする：

- ・ フィンランドにおいて日本語・文化を広め、日本語・文化教育の質を保証する
- ・ 会員の専門知識・技能の向上を図る
- ・ 会員の職業的地位を守る
- ・ 以上の活動を通じて、フィンランドと日本との関係を促進する
- ・ 以上の目的を遂行するため、日本語・文化教育を通じて国際協力を促す

以上の目的を達成するため、日本語・文化教師の代表として教師会は以下の活動を行う：

- ・ 日本語、文化の教職者を代表する
- ・ 会員の職業的地位を守る
- ・ 教師が必要とする環境を整える
- ・ 会員の著作権を守る
- ・ 給与に関するガイドラインを周知する
- ・ 勉強会や懇談会を企画・開催する
- ・ フィンランド内外の日本語・文化教育機関との交流を図る
- ・ 公的機関、文化機関、産業界との交流を図る
- ・ 広報活動を行う

第3条 会員

教師会は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員から成る。役員会は、次の条件を満たしている入会希望者に正会員、または準会員の資格を与える：日本語・文化教育に従事しているもの、研究者、学生、日本語・文化に精通しており、これを教える能力があると見なされる者。正会員には、主として教職に従事している者が承認されることとする。準会員に至っては、今後教職に従事する予定の者とする。

教師会の目的・活動に賛同し、支援を希望する個人または機関には、賛助会員の資格を与えることができる。正会員、賛助会員の資格を得る為には、役員会に入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。名誉会長・会員は、教師会の活動への貢献が顕著な者の中から役員会が推薦し、教師会会議において承認されるものとする。

第4条 入会金及び会費

正会員、準会員、賛助会員は入会金と年会費を納入しなければならない。各会員グループが納入する金額は、年次総会で決定する。病気、貧窮、失業等極めて深刻な状況に置かれている場合、役員会は長期会員の会費を免除することができる。名誉会長・会員は会費免除となる。

第5条 退会

- ・ 自主退会

退会の意志のある会員は、会長、役員に連絡して、秘書からの書面による承認をもって退会手続き完了とする。退会した会員へ支払い済みの会費は返金はしない。

・除名

2年間会費を未納の場合は会員の資格を失う。秘書からの書面による通知をもって退会手続き完了とする。

第6条 役員

教師会の運営は、総会で選出された会長、3～6名の役員、0～8名の準役員からなる役員会によって行われる。役員会の活動期間は年次総会開催から1年間とする。役員会は、役員から副会長を選出し、役員もしくは外部者から秘書、会計、その他必要な業務を行う者を選出する。役員会は、その必要性が生じた場合、また過半数の役員から要望があった場合に会長（会長ができない場合は副会長）によって招集される。会長または副会長を含めた過半数の役員が出席している場合、役員会は決定権を有する。議決は多数決によって決する。異なる選択肢の得票数が同じになった場合は、会長の投票に従い裁定を下すものとする。ただし、役員選出選挙の場合は抽選方式で決定する。

第7条 名義の使用

教師会の名義は、会長もしくは副会長が、他の役員1名と同意した上で使用することができる。役員会は、教師会役員による名義使用を指示することができる。

第8条 会計年度

教師会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、同年7月31日に終わる。

第9条 会議

役員会または会議で決議された場合、郵便や遠距離通信機器等を使って参加することができる。また、会議前に意見を提出することもできる。年次総会は、9月から11月の間に役員会が定めた日に開催する。各正会員、名誉会長・会員は会議において1票の投票権がある。賛助会員と準会員は会議への参加権、発言権を有する。過半数の賛同が得られた意見は、会則に反する内容でなければ決議される。異なる選択肢の得票数が同じになった場合は、議長の投票に従い裁定を下すものとする。ただし、役員選出選挙の場合は抽選方式で決定する。

第10条 会議の招集

会議の招集は役員会が行い、少なくとも教師会の会議が開催される14日前に、郵便またはメールで会員に通知しなければならない。

第11条 年次総会

総会では、次の事項を議決する：

1. 開会挨拶
2. 議長、秘書、書記（2名）、また必要に応じて投票集計係（2名）の選定
3. 会議の合法性、定足数の確認
4. 会議の流れの確認／承認
5. 財政報告書、年次報告書の発表、監査役／会計監査役による意見陳述
6. 財政報告書の承認、役員会やその他責任者に対する免責事項についての取り決めを確認
7. 活動計画、収支予算、入会金・年会費総額の承認
8. 会長ならびにその他役員の選出

9. 1～2名の監査役ならびに副監査役、もしくは1～2名の会計監査役、副会計監査役の選出
10. その他、会議で話し合われるべき事項

総会での話し合いを希望する事項がある場合、会員はその旨について、総会前に書面で役員会に連絡しなければならない。その際は、総会招集にあたって議題に盛り込めるように、時間に余裕をもって行うこと。

第12条 会則の改訂・会の解散

会則の改訂、並びに教師会解散の決定は、教師会の会議において少なくとも4分の3（3／4）以上の同意を得なければならない。会議招集の際には、会則の改訂、または教師会解散について評議することを明記する。教師会を解散する際には、会議での評議決定にもとづき、教師会の財源は会の理念に則した目的に使用すること。教師会を解散しなくならなかった場合も、財源は同目的に使用すること。